

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第3区分

【発行日】令和4年3月7日(2022.3.7)

【国際公開番号】WO2021/176637

【出願番号】特願2020-539876(P2020-539876)

【国際特許分類】

F 2 4 F 1 1 / 3 0 (2 0 1 8 . 0 1)

【 F I 】

F 2 4 F 1 1 / 3 0

10

【手続補正書】

【提出日】令和3年2月5日(2021.2.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

20

圧縮機及び室外熱交換器を有する室外機と、室内熱交換器を有する複数台の室内機と、が配管を介して接続されてなる冷媒回路を備えるとともに、

少なくとも前記圧縮機を制御する制御部を備え、

前記制御部は、所定の条件が成立すると、複数台の前記室内機に含まれる所定の室内機と、他の室内機とで、前記室内熱交換器を凍結又は結露させる処理を行う時間帯の少なくとも一部が重なるように、前記所定の室内機及び前記他の室内機で前記処理を自動で開始し

、前記所定の条件は少なくとも、前記所定の室内機における前記処理の前回終了時からの空調運転時間の積算値、又は、前記所定の室内機における前記処理の前回終了時からの室内ファンの駆動時間の積算値が所定値に達することであり、

30

前記所定の室内機における前記処理の前回終了時からの空調運転時間の積算値が前記所定値に達していない場合、又は、前記所定の室内機における前記処理の前回終了時からの前記室内ファンの駆動時間の積算値が前記所定値に達していない場合、前記他の室内機は前記処理を自動で開始しない空気調和機。

【請求項2】

(削除)

【請求項3】

前記所定の室内機における前記空調運転時間の積算値又は前記室内ファンの駆動時間の積算値が前記所定値に達していない場合において、リモコンの操作で他の室内機への前記処理の開始指令があったとき、前記制御部は、前記開始指令を受け付けないことを特徴とする請求項1に記載の空気調和機。

40

【請求項4】

前記所定の室内機の台数は2台以上であり、

2台以上である前記所定の室内機について、前記処理の前回終了時からの空調運転時間の積算値の和をとった値、若しくは、当該和を前記所定の室内機の台数で平均した値が所定値に達した場合、

又は、

2台以上である前記所定の室内機について、前記処理の前回終了時からの前記室内ファンの駆動時間の積算値の和をとった値、若しくは、当該和を前記所定の室内機の台数で平均した値が所定値に達した場合、

50

前記制御部は、2台以上である前記所定の室内機とともに、他の室内機でも前記処理を実行すること

を特徴とする請求項1に記載の空気調和機。

【請求項5】

複数台の前記室内機には、配線を介して所定のリモコンに接続されている前記所定の室内機と、別の配線を介して他のリモコンに接続されている他の室内機と、が含まれ、

前記所定のリモコンは、予め設定されている、又は、集中管理機器の操作に基づいて変更可能であること

を特徴とする請求項1に記載の空気調和機。

【請求項6】

複数台の前記室内機には、配線を介して所定のリモコンに接続されている2台以上の室内機と、別の配線を介して他のリモコンに接続されている他の室内機と、が含まれ、

前記所定の室内機は、前記所定のリモコンに配線を介して接続されている2台以上の前記室内機に含まれる所定の1台の室内機であること

を特徴とする請求項1に記載の空気調和機。

【請求項7】

前記制御部は、他の室内機のうち、前記処理の設定が無効になっている室内機、又は、前記処理を行う曜日、日付、及び時間帯のうち少なくとも一つの条件が満たされていない室内機を前記処理の対象から外すこと

を特徴とする請求項1に記載の空気調和機。

【請求項8】

複数台の前記室内機は、それぞれ、室内膨張弁を有し、

前記制御部は、

前記処理中、複数台の前記室内機のうち、前記処理の対象である前記室内機の前記室内熱交換器を蒸発器として機能させる一方、前記処理の対象外である前記室内機の前記室内膨張弁を閉じ、

前記処理後、複数台の前記室内機のうち、前記処理の対象である前記室内機の前記室内熱交換器を凝縮器として機能させる一方、前記処理の対象外である前記室内機の前記室内膨張弁を開くこと

を特徴とする請求項7に記載の空気調和機。

【請求項9】

前記制御部は、前記処理中、リモコン又は集中管理機器の操作で前記所定の室内機への空調運転の指令があった場合、前記所定の室内機及び前記他の室内機での前記処理を中止し、前記所定の室内機で空調運転を実行すること

を特徴とする請求項1に記載の空気調和機。

【請求項10】

前記制御部は、前記処理中、リモコン又は集中管理機器の操作で前記他の室内機のうち少なくとも一台に空調運転の指令があった場合、

前記所定の室内機及び前記他の室内機での前記処理を中止し、少なくとも一台の前記他の室内機で空調運転を実行すること

を特徴とする請求項1に記載の空気調和機。

10

20

30

40

50